

平成30年度「江戸川支部 健康診断助成事業」の実施について

一般社団法人東京都トラック協会江戸川支部では、会員事業者の定期健康診断の受診率の向上を目指し、本部「健康診断助成事業」と別途に下記の通り受診費用の助成を実施します。

1. 事業期間

平成30年4月1日～平成31年3月11日

※ 期間中に受診及び助成金申請書を提出したものが対象

2. 助成対象者

会員事業所に在籍するトラック運転者及び従業員等

3. 助成額

1,000円／人（但し、1社30名または平成30年4月～6月分の会費納入車両数の少ない方を上限）

4. 助成金申請方法等

1. 当支部主催の健康診断を受診する場合（申請不要）

予め受診料請求金額から助成額を差し引くことにより、助成が実施されます。

2. 会員事業者が当支部健診以外の健診機関（以下、「外部健診」）で受診した場合（要申請）

一般社団法人東京都トラック協会の平成30年度「トラック運転者の健康診断に係る助成金申請書（請求書）」に必要事項を記入し、該当検査内容と受診者数、受診料の支払いを確認できる健診実施機関発行の請求書（写）並びに領収書（写）を添えて、東ト協本部業務課に提出した際に助成が実施されます。

※ 添付書類は原則として会社宛とし、個人名は不可

※ 請求書がない場合はその内容が確認できる書面を添付してください。

※ 領収書は銀行及びネット振替等での振込み票や明細表でも可

（但し、貴社から健診機関への健診料金の支払いが確認できるもの）

※ 他支部主催の健康診断を受診した際は、当支部へご連絡下さい。

5. 助成金支払い方法

上記4の1. については、原則として請求額が本助成額分を差し引いた状態で請求されることとなります。

2. については、次回請求分の協会会費から減額することにより助成が実施されます。

6. 外部健診時の助成金申請書送付先

一般社団法人 東京都トラック協会 業務課

〒160-0004東京都新宿区四谷3-1-8

本部「健康診断助成事業」は
本部ホームページにてご確認ください。

本部及び支部「健康診断助成事業」でご
不明な点がございましたら支部事務局
へお問い合わせ下さい。

問合せ先：江戸川支部
03-5674-1211